

# 「我が国の現代美術の海外発信事業」委託実施要項

平成27年5月15日

文化庁次長決定

平成30年10月17日改正

## 1. 趣旨

文化庁では、我が国の優れた現代美術作品の海外発信や国際発信力のある現代美術の新進芸術家やキュレーターの育成等を推進している。現在、我が国の現代美術作品が海外で展示されるなど、世界のアートシーンにおいて一定の評価を得てはいるが、十分とは言えず、また、現代美術を扱う美術館等のキュレーターや文化芸術フェスティバル関係者の海外ネットワークについては、一層の拡大を図る必要がある。

そのため、国内外の現代美術関係者等が集まるシンポジウムや国際会議、我が国の現代美術の海外発信を促進に資する調査研究等の実施を通じ、我が国の現代美術に対する理解の深化を促すとともに、我が国の美術関係者等の国際ネットワークの強化を図り、我が国の現代美術の戦略的な海外発信、アートシーンにおけるプレゼンスの向上及び文化芸術フェスティバルの国際発信力強化を図ることを目的とする。

## 2. 委託業務の内容

我が国の現代美術の海外発信に資する次の(1)、(2)の事業を実施する。

- (1) 国内外の現代美術関係者等が集まるシンポジウムや国際会議の開催
- (2) 我が国の現代美術の海外発信を促進する上で必要な情報収集、分析等に係る調査研究の実施

## 3. 業務の委託先

委託先は、文化芸術に関して相当の知識を有し、下記(1)から(4)の要件を全て満たす法人又は団体(以下「団体等」という。)とする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- (2) 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- (3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- (4) 団体等の活動の本拠としての事務所を有すること

## 4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

## 5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする法人等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、法人等から提出された業務計画等の内容を検討し、適切であると認めた場合、法人等に対し業務を委託する。

## 6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、保険料、消費税相当額、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、法人等が委託契約書の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

## 7. 業務完了の報告

法人等は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む。）は、別に定めるところによる委託業務完了（廃止）報告書を作成し、業務が終了した日から30日を経過した日、又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

## 8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、法人等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 9. その他

- (1) 文化庁は、法人等における業務の実施が事業趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、法人等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、調査を行うことができる。

(4) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。